

山梨県看護学術研究事業費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、県内における看護職員の資質向上及び医療機関等における教育・研修体制の整備を目的とする山梨県看護学術研究事業等の運営に必要な経費について、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付先)

第2条 この補助金は、公益社団法人山梨県看護協会（以下「看護協会」という。）に交付する。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象事業は、看護協会が実施する次の事業とする。

- (1) 看護学術研究事業
- (2) 認定看護師養成・派遣事業

(補助対象経費)

第4条 この補助金は、前条の事業に必要な別表に掲げる経費に対し交付する。

(交付額)

第5条 この補助金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 看護学術研究事業

補助対象経費の支出額から本事業に係る会費収入を除いた額に2分の1を乗じて得た額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (2) 認定看護師養成・派遣事業

補助対象経費の支出額

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）により、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 第3条第2号に規定する認定看護師養成・派遣事業において、看護協会が助成した医療機関から助成を受けて認定看護師教育課程を受講した看護

職員が、当該教育課程受講年度完了後2年度以内に認定看護師認定審査に合格しない場合は、看護協会は、看護協会が助成した当該看護職員に係る医療機関への補助金を返還しなければならない。

- 2 看護協会は、看護協会が助成した医療機関の認定看護師教育課程を受講した看護職員の認定看護師認定審査の結果について認定看護師認定審査結果報告書（第6号様式）により、別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

（補助事業の内容変更等）

第8条 補助事業を中止、廃止、又は事業内容を変更しようとする場合においては、補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）により速やかに知事の承認を受けるものとする。ただし、この補助事業に要する経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合、又は補助事業の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合にはこの限りではない。

- 2 第3条第2号の認定看護師養成・派遣事業においては、認定看護師教育課程の受講者が認定看護師教育課程を修了できる見込みがなくなった場合は、前項と同様、補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）により速やかに知事の承認を受けるものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 補助金の交付は精算払いとし、精算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いとすることができる。

- 2 概算払いの交付を受けようとするときには、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 この補助金の実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（証拠書類等の整備及び保管）

第11条 看護協会は、当該経費の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、事業年度終了後5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年11月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表

対 象 事 業	対 象 経 費
看護学術研究事業 (1) 学術集会 (2) 企画委員会 (3) 学術集会実行委員会	左記に掲げる事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、その他知事が必要と認める経費
認定看護師養成・派遣事業 (1) 認定看護師養成事業等 (2) 養成・派遣事業普及啓発事業 (3) 派遣調整会議	(1) 医療機関が認定看護師教育課程の受講経費（入学金、授業料、実習料）及び更新経費（更新手数料）の全部又は一部を負担した場合に、当該経費の1/2に相当する額を当該医療機関に対し助成する経費 (2) 養成・派遣事業の普及啓発に必要な需用費、役務費 (3) 派遣調整会議に必要な旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費

第1号様式

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
法人名及び
代表者氏名 印

令和 年度山梨県看護学術研究事業費等補助金申請書

このことについて、次により県補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名
- 2 補助金申請額
- 3 事業実施計画書
- 4 所要経費明細書
- 5 事業予算書

第2号様式

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
法人名及び
代表者氏名
印

令和 年度山梨県看護学術研究事業費等補助金変更（中止、
廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け医第 号により交付決定のあった事業を
次のとおり変更（中止、廃止）申請します。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 添付書類

- 1) 補助対象経費の支出済み額の証拠書類
- 2) その他参考資料

第3号様式

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
法人名及び
代表者氏名 印

概算払請求書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった令和 年度山梨県看護学術研究事業費等補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請 求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払の方法

講座振替 金融機関名・支店名 _____
預 金 種 別 (当 座 ・ 普 通) _____
口 座 名 _____
口 座 番 号 _____

第4号様式

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
法人名及び
代表者氏名
印

令和 年度山梨県看護学術研究事業費等補助金実績報告書

令和 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった本事業が終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名
- 2 補助金額
- 3 事業実績報告書
- 4 実績額明細書
- 5 事業決算書
- 6 その他
 - (1)看護学術研究事業
 - 1) 委員会等開催準備状況がわかる書類
 - 2) 学会誌等当日の開催状況がわかる書類
 - 3) 当日のアンケート等出席者の反応がわかる書類
 - (2)認定看護師養成・派遣事業
 - 1) 認定看護師の養成状況がわかる書類
 - 2) 認定看護師の派遣状況がわかる書類
 - 3) 養成・派遣事業の普及啓発状況がわかる書類
 - 4) 派遣調整会議開催状況がわかる書類

第5号様式

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
法人名及び
代表者氏名 印

精 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け医第 号で額の確定を受けた令和 年度
山梨県看護学術研究事業費等補助金について、次のとおり精算払いの請求を
します。

1 精算払請求額

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回精算払 請求額 ④	備 考

3 支払の方法

講座振替 金融機関名・支店名 _____
預 金 種 別 (当 座 ・ 普 通) _____
口 座 名 _____
口 座 番 号 _____

第6号様式

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
法人名及び
代表者氏名
印

認定看護師認定審査結果報告書

認定看護師認定審査結果を次のとおり報告します。

看護協会が助成した 医療機関の名称	看護職員氏名	教育課程 修了年月日	認定審査 受験年月日	認 定 審 査 結 果	認定分野

* 合格通知の写しを添付すること